

(1) 地方公営企業法の適用と組織体制

■背景

本県の流域下水道事業においては、人口減少局面に入っており収入の大きな増加が期待できない中、これまで整備を進めてきた施設の多くが老朽化し、改築更新費が増加していき、経営環境が厳しくなっていくことが見込まれています。

こうしたことから、地方公営企業法を適用し（法適化）、企業会計を導入し、損益や資産にかかる状況をより詳細に把握するとともに、財務状況の透明性を向上させ、住民への説明責任をさらに果たすことなどにより、経済性をより一層発揮し、持続的な経営を実現させることとしております。

また、上記は全国的な課題でもあり、国においても、地方公共団体の公営企業の法適化を促進しています。

【地方公営企業法】

○法の趣旨等

- ・ 一般行政事務以外の水の供給、下水の処理、医療の提供などの住民生活にとり不可欠なサービスを提供する事業活動を行うための地方公共団体が経営する企業活動を「地方公営企業」という。
- ・ 地方公営企業は、一般行政事務と同様に住民福祉の向上が目的であり、公共性が求められるが、加えて、独立採算的にサービスを提供し、経済合理性に即して効率的に運営することが可能であることから、経済性についても強く求められている。
- ・ 一般行政事務と同様に地方公共団体に関する基本法（地方自治法、地方財政法、地方公務員法）の規定のもと運営される必要があるが、一般行政事務と同様に取り扱うと合理的・能率的な運営を阻害するおそれがあることから、企業としての経済性を発揮させるための特別法である「地方公営企業法」が定められている。

○法の概要

・企業会計の導入

	企業会計	官庁会計
目的・特徴	独立採算性の確保 財務・経営状況の把握	税等の収入の効率的・効果的な分配 予算による統制
記帳形式	複式簿記（経済価値の変動を記録）	単式簿記（現金の出納を記録）
認識基準	発生主義	現金主義
資産把握	減価償却の導入	—

・独立性の強い組織

代表権まで含む広範な権限を持つ（職員の任免、分課の設置、契約の締結、料金の徴収、予算原案作成）公営企業管理者の設置

○法の適用範囲

- ・ 水道事業、交通事業等 7 事業：全部の規定が当然に適用 → 全部適用
- ・ 病院事業：財務規定等の一部のみが当然に適用 → 一部適用
- ・ その他（下水道事業）：法の適用は任意

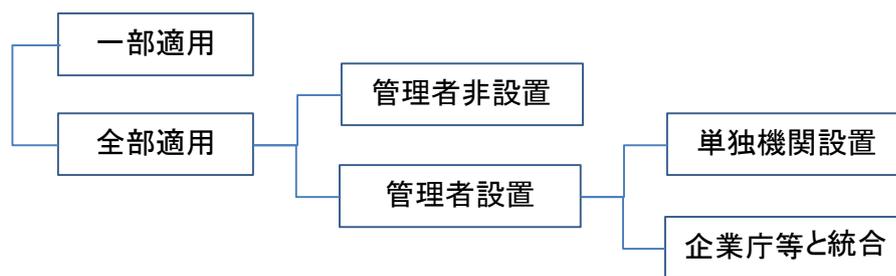
【国の動向】

- ・「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総務大臣通知）
平成 27 年度から平成 31 年度までの間に公営企業会計に移行するよう要請（下水道事業については重点的に取り組むように）
- ・「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総務省自治財政局長通知）
下水道事業については、集中取組期間（平成 27 年度から平成 31 年度まで）内に企業会計に移行すること

■課 題

上記のように法の適用には、地方公営企業法の財務にかかる規定のみを適用する「一部適用」と、これに加えて、組織・職員にかかる規定なども適用する「全部適用」があります。また「全部適用」には、公営企業管理者の設置の有無や、滋賀県企業庁等との統合の有無という選択肢があります。

このように適用後の経営に大きな影響を与える多様な選択肢があることから、持続的な経営の実現という目的にとり最も望ましい法適化の範囲、組織体制について慎重に検討し、決定する必要があります。



想定される組織体制

■審議事項

本県の流域下水道の特性（地理的条件、施設・維持管理の特徴等）や事業の将来のあり方を考慮し、望ましい法適化の範囲や組織体制についての基本的考え方について、ご意見をいただきます。

■ 審議スケジュール

地方公営企業適用時の組織体制の基本的な考え方について、平成 28 年 2 月頃に
答申をいただくことを予定しています。

地方公営企業法の適用と組織体制	H27年度					
	10	11	12	1	2	3
現状分析・課題整理	■					
法適化の範囲、組織体制に関するメリット、デメリットの整理	■	■				
法適化の範囲、組織体制の方針検討		■	■	■	■	
法適化の範囲、組織体制の方針案作成					■	■
審議会		○			○	

○ 第 1 回 審議会 経営部会 検討事項

外部環境の変化や経営状況を分析し、課題を整理した上で、法適化の範囲や
組織体制のメリット・デメリットについて、ご意見をいただきます。

○ 第 2 回 審議会 経営部会 検討事項

第 1 回部会の議論を踏まえて、基本的な考え方について答申いただきます。